

# 火災発生時の対応について

## 火災発生時の対応について

当ビルは、種々の防火設備、避難設備により“燃えにくいビル”“煙にまかれにくい設備をもったビル”になっております。しかしながら火災はいつ起こるかわかりません。そのため、日頃から火災に対して何の備えもしていなければ、いざという時にあわてて、いっそう被害を拡大させかねません。そこで、普段からとっさの行動がとれるようにしておく必要があります。

### ○ “119” 通報・管理センターに通報

- ・ 火災を発見した場合は、最寄りの電話(各オフィスの電話 等)を使用して直接“119”に通報するとともに、管理センター(Tel 251-3428)にも連絡してください。
- ・ 各階の非常階段前室(二重の防火扉の間)に設置された非常電話は管理センターに直接通報できます。
- ・ 通報に際しては、以下の事項を落ち着いて正確に報告してください。

出火階、出火場所

火災の状況、初期消火が可能(不能)の判断など

負傷者発生の有無、負傷者の人数と容態

通報者の氏名、テナント名

### ○ 初期消火

- ・ 火災を発見した方は周囲に大声で知らせてください。
- ・ とりあえず手近にあるもので叩き消す。消火器を使用してください。
- ・ 消火器は、各階のコーナー(四隅)にそれぞれ設置してあります。
- ・ 消火は、姿勢を低くしてできるだけ火元に近づき、煙ではなく燃えているものに直接噴射します。
- ・ 消火器は、炎が天井に達するまでとし、いつまでも消火器に執着しないでください。
- ・ 初期消火が困難な場合には、速やかに現場から避難してください。

### ○ 避難の開始

- ・ 各テナントの防火管理者は、非常放送に従い、あるいは的確に現場状況を判断し、リーダーシップを発揮して適宜、避難指示をしてください。
- ・ パニックを防止するのは、責任者の自信に満ちた指揮と行動です。
- ・ 自動火災報知設備等の警報ベルが鳴ったときは、直ちに避難開始の準備を始めます。
- ・ 非常放送を聞いて避難行動を決定します。
- ・ 非常放送が無ければ、管理センターに問い合わせてください。

(非常階段入口)

### ○ 避難の方法

- ・ 避難の際、**エレベーターは絶対に使用しない**でください。
- ・ 各階の避難誘導班は状況に応じて、避難方法を決定してください。  
必ずしも避難パターンは一つに限定しない。
- ・ 避難時には、必要に応じて、タオル・マスク等を使用し、できるだけ低い姿勢で行動してください。



・施設に不案内な方や障害のある方などの避難を積極的に支援してください

・避難順序は、次の順番で落ち着いて行ってください。

(屋内消火栓・非常電話)

### ① 非常階段から避難

- ・非常階段へは各階の男子トイレ、女子トイレ前の非常階段口（緑色扉）から入り、避難してください。
- ・非常階段は二重の防火扉により、防火上の安全区画となっています。
- ・非常階段前の前室に、屋内消火栓、非常電話、排煙装置を設置してあります。
- ・防火扉には、絶対に物を挟んだまま放置しないでください。



### ② 避難バルコニーからの避難

(非常出口→避難バルコニー)

#### ① の避難が困難なとき

- ・ビルのコーナー(四隅)には、非常出口があります。
- ・バルコニーの梯子を利用して、避難できます。
- ・緊急時、各コーナーのテナント様におかれましては、避難経路確保のため、鍵をかけずに避難してください。
- ・非常出口の開閉は、備え付けのハンドルレバーを使用してください。



### ③ 屋上への避難

- ・非常階段に逃げるのが原則ですが、万一下階への避難ができなかったり、バルコニーの梯子による避難が困難な場合は、26階通路にある非常出口から屋上へ避難する事が可能です。(鍵は自動的に開きます。)

(屋上への非常出口)



## ○ 避難場所において

- ・避難場所(1階ロビー又は神戸サンボーホール等)に避難した時は、各テナント毎に避難者の確認、点呼を行い、各フロアーの理事の方または災害対策本部(貿易センター)までご報告ください。
- ・負傷者がいる場合は、救護班で応急処置を行います。
- ・負傷者を救急車で医療機関へ搬送する必要があると思われる場合は、災害対策本部より“119”番通報をいたします。

# 神戸商工貿易センタービル消防設備

当ビルには、各種の消防設備が設置してあります。以下主要なものについてご説明いたします。

## 1. スプリンクラー設備

全館にスプリンクラー消火設備が3m間隔で天井面に設置してあり、室内の温度が72℃を超えるとスプリンクラーが自動的に散水し消火します。散水能力は、80ℓ以上あり出火階の制御弁を閉じるまで散水し続けます。ヘッドには、常に高い水圧がかかっており、物をぶついたり、または引っ掛けたりするとヘッドが破損し、散水状態となり、多大な被害が生じますのでご注意ください。

(スプリンクラーヘッド)



## 2. 屋内消火栓

屋内消火栓は、非常階段の前室に設置してあります。(別添図 参照)  
消火栓ボックス内には非常電話があり、管理センターへ直接通報できます。  
(この消火栓は、消防隊または自衛消防隊が使用するものです。)

## 3. 煙感知器

事務室、廊下、エレベーターホール等の天井に設置してある、お椀状の機器です。  
煙を感知し、管理センターに自動的に通報します。

(煙感知器)



## 4. 誘導灯

事務室、廊下、エレベーターホール等に誘導灯を設置してあり、皆様を避難する方向へ誘導します。

## 5. 放送設備

事務室、廊下、エレベーターホール等の天井にスピーカーを設置してあり、非常放送をします。

## 6. 非常階段

各階毎に、前室を設けた非常階段が、2ヵ所あります。この階段から下階に避難してください。  
また、この非常階段の前室には排煙口があり、前室内の煙を排除します。(別添図参照)

## 7. 避難バルコニー

各階の四隅に避難バルコニーを設けてあり災害時には、このバルコニーから梯子を利用して上階または下階に避難できます。非常の場合以外は危険ですので、絶対に出ないでください。

また、バルコニー出口前には避難の妨げになりますので、物品等は置かないでください。  
(別添図参照)

## 8. 消火器

各階の廊下、事務室等4ヵ所に各々1本(粉末消火器ABC型)設置してあります。(別添図参照)  
消火器の使用は、次の順で行ってください。

- ①安全栓を引き抜く。
- ②ホースをはずし、火元に向ける。
- ③レバーを強くにぎり、噴射する。

## 9. 特殊消火設備

地下駐車場には泡消火設備を設置してあります。

## 10. 非常灯設備

停電と同時に非常灯が約30分間点灯し、数分後に非常用発電機が動きます。これによって事務室、エレベーターホール、非常階段等は必要最小限の照明が点灯します。

## 11. 消防隊専用エレベーター

常時は、人荷用エレベーター(6号機)として使用しております。  
火災時には、絶対に使用しないでください。

## 12. 管理センター

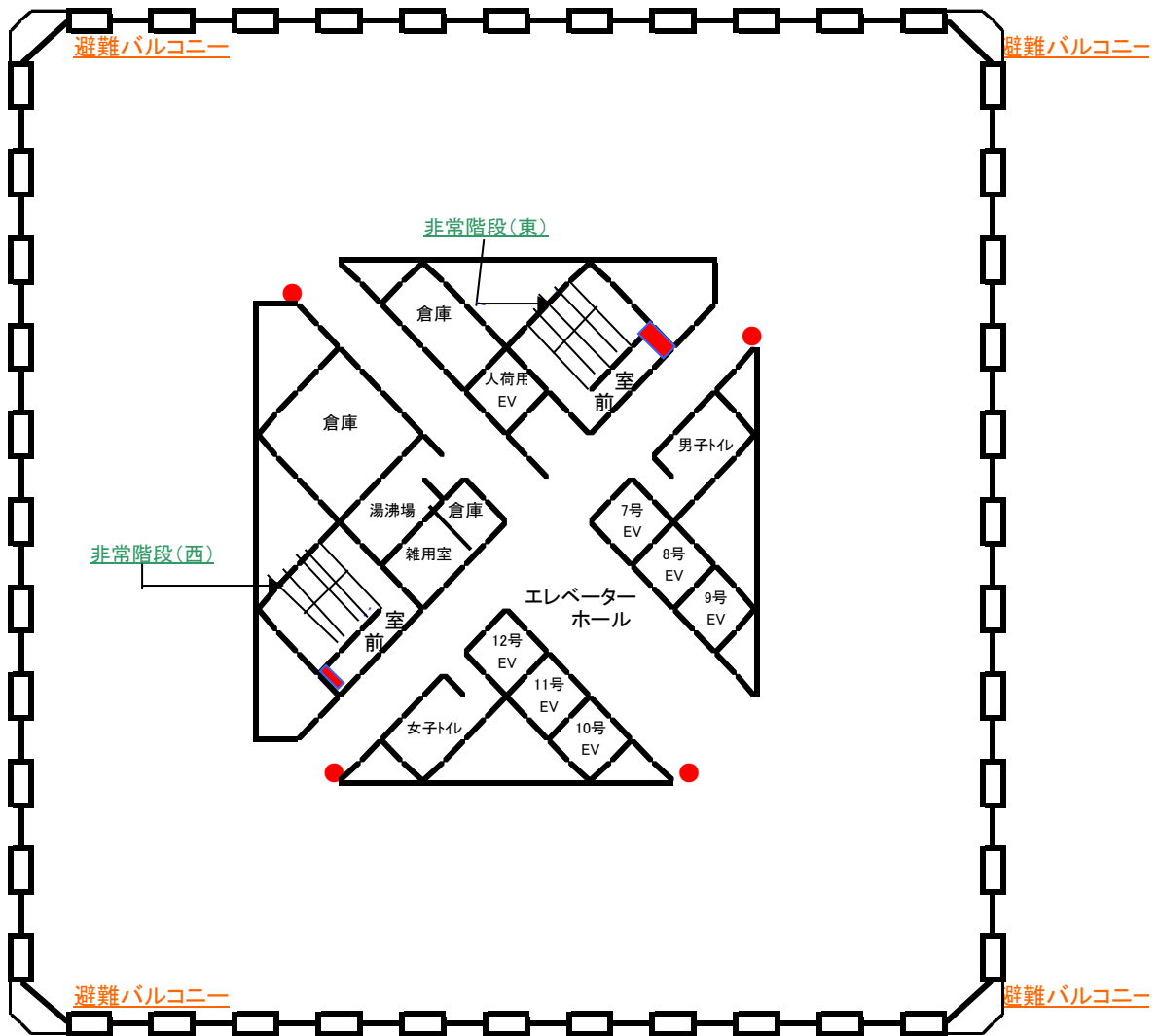
防災に関するあらゆる指令が、管理センターより発せられます。地下1階にあり、ビル内で発生した火災は、自動的に通報されてきます。火災状況に応じて消火活動の指示、消防署へ通報。放送を通じて館内の皆様に避難指示等を行い、消火設備、排煙設備等の運転、指示を行う等、防災関係の中核機能としての働きをいたします。

## 13. 災害時のエレベーター管制運転

火災発生時には、避難階(1階)に、また地震発生時には、最寄りの階に自動的に緊急停止いたします。

# 防災関係平面図

(高層階)

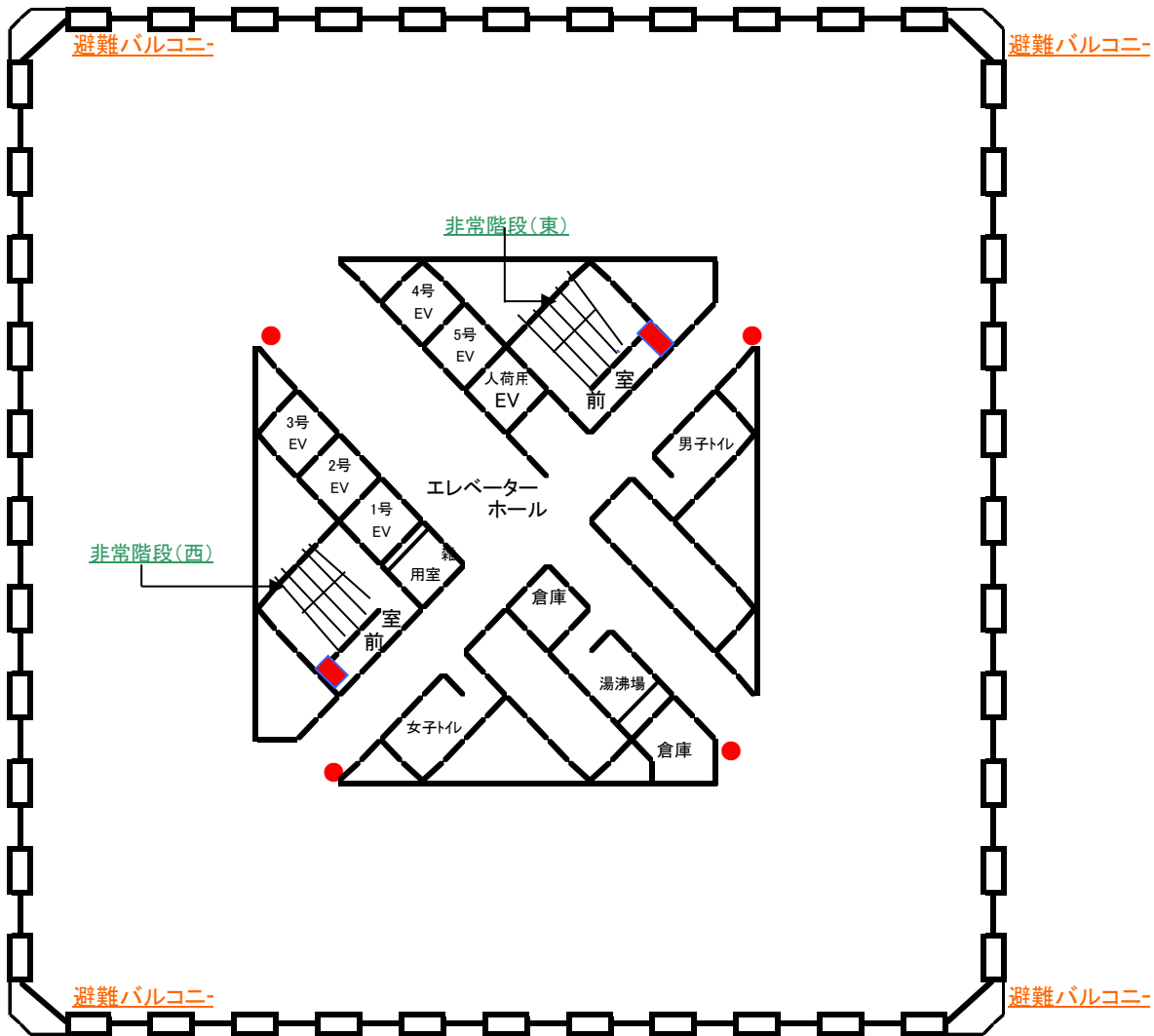


● 消火器

■ 屋内消火栓(11～26階は東・西いずれか1カ所)  
(ボックス内非常電話は、東西各1カ所)

# 防災関係平面図

(低層階)



● 消火器

■ 屋内消火栓(地下1階～7階は、東・西各1カ所、8～10階は、東・西いずれか1カ所)  
(ボックス内非常電話は、東・西各1カ所)